遺言書の作成をお考えの方へ

~自筆証書遺言書の保管制度御利用までの流れ~

はい:青 いいえ:赤 を選択して先に進みます

遺言書は遺言者が自分で書く?



いいえ

自筆証書遺言書の作成

(遺言書の様式例は、法務省ホームページに掲載)

例えば 公証役場へ作成を 依頼する



はい

自筆証書遺言書保管制度を利用して法務局に預ける?

はい

いいえ

公正証書遺言書の 作成

はい

遺言者本人が 法務局に来庁 できる?



作成した遺言書 はご自宅などで 保管する(法務 局に預けない) 完了

遺言書作成後は 公証役場にて保 管される <mark>完了</mark>

はい

マイナンバーカードなど の顔写真入りの身分証明 書は持っている?



マイナンバーカード などを取得する

はい

次のページへ

はい





住民票を取得する?

(本籍地及び戸籍の筆頭者入り・マイナンバーの記載のないもの)



申請する法務局(遺言書保管所)を決める

三重県内に

- ①遺言者の住所地
- ②遺言者の本籍地
- ③遺言者の所有する不動産の所在地

のいずれかを有する方は、<u>三重県内にあるいずれの遺言書保管所</u>でも保管 手続ができます。

ただし、追加で保管申請をする場合は、最初に保管申請した遺言書保管所に対してのみ行うことができます。



申請書を作成する

(申請書様式は、法務省ホームページに掲載)



保管申請の予約をする

(<u>予約専用ホームページ</u>又は法務局へ電話にて予約)



必要な書類はそろっていますか?

①遺言書、②申請書、③本人確認書類(マイナンバーカードなど)、④住民票 (本籍と戸籍の筆頭者入り)、⑤保管手数料(3,900円)



遺言者本人が法務局へ来庁・申請

【保管手続完了】